

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 株式等の処分に係る期限の変更

株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成三十年三月三十一日までとすること。  
(第五十六条第二項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

◎民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第五十六条〔略〕</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成三十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p>	<p>（株式等の譲渡その他の処分等） 第五十六条〔略〕</p> <p>2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。</p>